

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の概要

(一部改正含む)

1 【目的】 (第1条)

地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的とする。

2 【対象施設】 (第2条)

野立て太陽光発電施設

3 【基本理念】 (第3条)

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならない。

4 【関係機関の協力】 (第6条)

知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般送配電事業者その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

5 【設置規制区域】 (第7条)

次に掲げる区域（以下「設置規制区域」という。）においては、太陽光発電施設の設置をしなければならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 森林の伐採を伴う区域

■森林法に規定する地域森林計画対象民有林（5条森林）及び国有林等

(2) 土砂災害等が発生している、又は発生するおそれが高い区域

■地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域

■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

■山梨県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地の区域

(3) 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

6 【設置許可の申請】 (第8条)

5の設置規制区域内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、あらかじめ許可申請書を知事に提出しなければならない。

7 【申請前に事業者が行う事項】 (第9、10条)

1 環境及び景観に及ぼす影響の評価

■施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行わなければならない。（調査項目）地形・地質、動植物、生態系、水象（湧水等）、騒音、反射光等

2 地域住民等への説明

■説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。

■説明を行うにあたっては、地域住民に理解が得られるよう努めるとともに、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

8 【設置許可の基準】 (第11条)

1 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置を許可することができる。

(1) 森林の伐採を伴う区域

■土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれ、水の確保に著しい支障、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(2) 土砂災害等が発生している、若しくは発生するおそれが高い区域

■土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであること。

(3) 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■想定される土砂災害等による施設の損壊のおそれがないこと、又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等被害、交通遮断のおそれがないことが明らかであること。

(4) 前各号に定めるもののほか、関係法令等の規定に違反しないこと（自然公園法、電気事業法等）。

2 知事は1による許可をしようとするときは、設置許可に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村長等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 知事は、1による許可をしたときは、公表するものとする。

9 【設置届】 (第14条)

太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

10 【維持管理】 (第18条)

1 事業者は、次の維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）を適正に維持管理しなければならない。

(1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

(2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。

(3) 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに施設の復旧又は支障の除去に必要な措置が講じられること。

2 事業者は、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

3 事業者は、2により、計画を作成したときは、公表しなければならない。

4 事業者は、設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合は、2により作成した計画及びその維持管理の結果を知事に提出しなければならない。

5 事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに施設の復旧又は支障の除去に必要な措置を講じるとともに、知事に報告しなければならない。

11 【廃止届】 (第20条)

太陽光発電事業を廃止するときは、事前に事業廃止届を提出しなければならない。

12 【措置命令等】 (第21～26条)

1 許可の内容に適合していない事業者、維持管理基準に適合していない事業者等に対し、指導及び助言、報告の徴収、立入検査、勧告、措置命令、事業者名等の公表をすることができる。

2 公表したときは、国に通報し、FIT認定の取消しを求めるものとする。

3 許可を受けずに設置した者、虚偽の届出等を行った者又は正当な理由がなく報告若しくは立入検査を拒んだ者は、5万円以下の過料に処する。

13 【経過措置等】 (附則)

1 設置規制区域及び設置許可に関する事項については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）は適用しない。

2 既存施設に係る事業者は、施行日から6月の期間内において、知事への届出その他の必要な対応を行わなければならない。

3 施行日 [10kW以上：R3.10.1(新規設置) R4.1.1(既存施設)] [10kW未満：R4.4.1]